

## 居宅介護支援事業所 葉栗の郷 運営規程

### 第1章 事業の目的と運営方針

#### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気寿会が開設する居宅介護支援事業所 葉栗の郷（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従事者が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の連携に努める。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |       |                |
|-------|----------------|
| 一 名称  | 居宅介護支援事業所 葉栗の郷 |
| 二 所在地 | 愛知県一宮市島村字六反田60 |

### 第2章 従事者の職種、員数及び職務の内容

#### (従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- |                                |      |
|--------------------------------|------|
| 一 管理者                          | 1人   |
| 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 |      |
| 二 介護支援専門員                      | 4人以上 |
| 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。      |      |

### 第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
(但し、年末年始の12月31日から1月3日までを除く)
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

### 第4章 事業の内容

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内及び利用者宅
- ② 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内、利用者宅、病院等
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも1ヶ月に1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回以上

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、一宮市とする。

またその他地域は、相談に応じる。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに記録に残し、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

### 第5章 その他運営についての留意事項

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための必要な研修の機会を実施しなければならない。

(秘密保持等)

第10条 従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従事者であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

(地域との連携)

第 11 条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携・協力を行うなど、地域との交流に努める。

(虐待の防止のための措置)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所は、虐待の発生又はその防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること
- 三 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第 13 条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第 14 条 従事者・設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

第 15 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人元気寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附則 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程を制定することにより、平成 16 年 7 月 19 日に制定した「居宅介護支援事業所葉栗の郷」運営規程を廃止する。
  - 3 この規程は、平成 18 年 9 月 16 日から施行する。
  - 4 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
  - 5 この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
  - 6 この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

- 7 この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は、平成 20 年 3 月 16 日から施行する。
- 9 この規程は、平成 20 年 4 月 16 日から施行する。
- 1 0 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 1 この規程は、平成 22 年 4 月 16 日から施行する。
- 1 2 この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 1 3 この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。
- 1 4 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 5 この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 1 6 この規程は、平成 26 年 5 月 16 日から施行する。
- 1 7 この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 1 8 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 9 この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 0 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 1 この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 2 この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 3 この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 4 この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 5 この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 6 この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 7 この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 8 この規程は、平成 29 年 5 月 15 日から施行する。
- 2 9 この規程は、平成 29 年 10 月 11 日から施行する。
- 3 0 この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
- 3 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 2 この規程は、令和 2 年 11 月 16 日から施行する。
- 3 3 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 4 この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
- 3 5 この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
- 3 6 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 7 この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。
- 3 8 この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。
- 3 9 この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。
- 4 0 この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 4 1 この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。